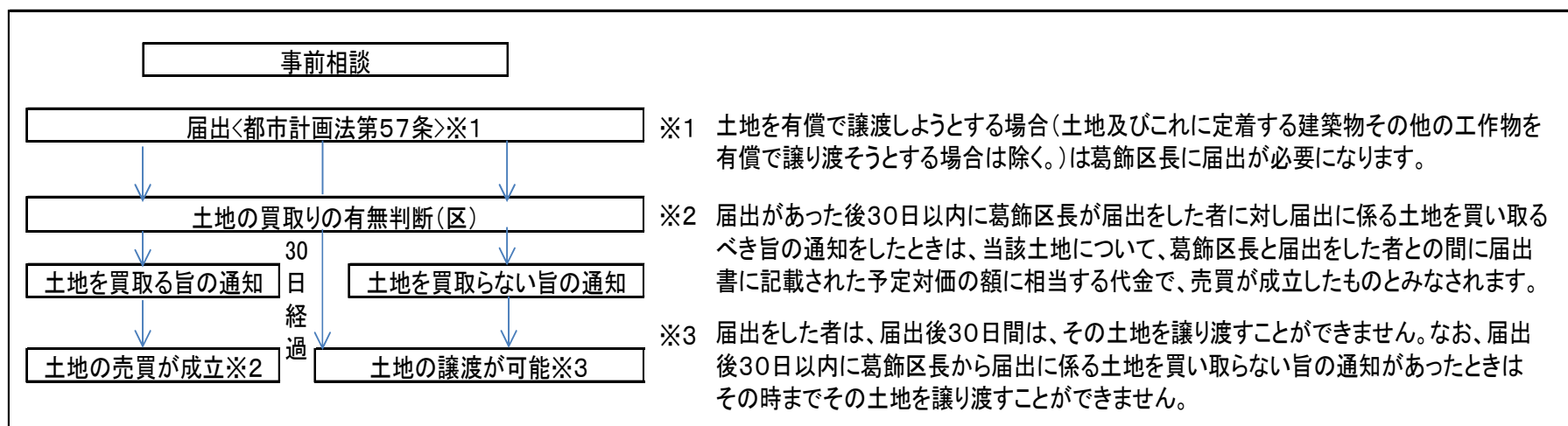


# 第一種市街地再開発事業（立石駅南口東地区）の都市計画決定に関するお知らせ

当地区では、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、広域行政拠点にふさわしい魅力ある駅前環境を形成するため、施行区域の約1.0ヘクタールについて第一種市街地再開発事業を令和元年6月3日付で都市計画決定の告示をしました。

今後、当該市街地再開発事業の施行区域内で土地を有償で譲渡しようとする場合（土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする場合を除く。）は、都市計画法第57条に基づき、葛飾区長に届出が必要になります。

## ■市街地再開発事業の施行区域内における土地の有償譲渡に係る届出制度について（都市計画法第57条）



## ■お問い合わせ先及び許可・届出の窓口

○市街地再開発事業の施行区域内における土地の有償譲渡に係る届出の受付（都市計画法第57条）

・都市整備部 都市計画課 都市計画係（葛飾区役所本庁舎3階） 電話（5654）8328